

生活クラブ風の村 2018年度事業計画 全エリア共通の方針（抜粋）

A だれもが地域で安心して暮らしてつづけるために、一人ひとりの個性と尊厳を尊重した質の高いサービスを提供します。

A-1 すべての分野において、質の高いケアのモデルを確立します。

- ・「ICFの視点」※1を全事業共通の基本姿勢に位置づけ、全職員に基礎研修と応用研修に分けて開催します。
- ・「接遇マナー」研修を重点実施項目研修に位置づけます。
- ・「認知症ケアチーム」を設置し、認知症ケアリーダーを育成していきます。
- ・「地域共生ケア」への転換に向け、可能な拠点から開始します。
- ・2018年度末には分野別のアウトカム指標の作成を終え、2019年度は新たな「基本姿勢」の検討・作成を行っていきます
- ・新しい「高齢者介護10の基本ケア」※2の周知を行い実行します。
- ・各拠点に1名以上のリハビリ専門職の採用を継続していきます。
- ・業務の効率化に向け、ICT活用を進めます。
- ・機器として、スマートフォンやタブレット、インカムを、システムとしてkintone(社内情報管理共有システム)を全職員が活用できるように進めます。事業毎にICTの活用又は実験導入を行い、利用者支援に活用していきます。
- ・各分野の業務チェックを着実に実施します。
- ・スペシャリスト、プロフェッショナルの職員を増やし賃金条件改善および専門職の登用に積極的に取り組みます。
- ・介護旅行等、外部の旅行会社との提携をさらに進めます。

A-2 生活クラブ安心システムを実行します。

- ・7拠点を中心とした生活クラブ安心支援システムは、地域ニーズに合わせた「地域の人と関わりをもつ機会」を多くつくります。
- ・生活クラブ安心システム連合で改定された10の基本ケアに沿って、ケアを進めます。

A-3 すべての職場において、kintoneとKAZEGRAM（業務マニュアル）を業務高度化のツールとして定着させます。

- ・kintoneの活用を引き続き推進します。
- ・2017年度に引き続き、KAZEGRAMのスリム化をします。
- ・kintoneと基幹システム、勤怠管理システム、人事管理システムとの連動できるよう取り組みます。

A-4 全国の生活クラブグループ共通の取り組みに連動した活動を行います。

- ・「生活クラブ福祉・たすけあい8原則」※3を実行します。
- ・FECW 共生圏(Food, Energy, Care, Work)の概念に沿って、法人全体として電気使用、ガソリン等の削減の取り組みを進めます。
- ・健康や環境に配慮した食材の利用や、食支援については「最期まで口から食べることができるように支援する」ことを目標にかかげ、全事業所で食事の改善をおこないます。作草部、光ヶ丘では先行してユニット調理の取り組みを開始します。

A-5 生活クラブ安心システム連合と安心システムユニテッド

- ・2017年に協同福祉会が代表・事務局を担う全国地域包括ケアシステム連絡会が発足しました。3年前に設立した安心システムユニテ

ッドの目的と重なる場所が多く、両方にダブルで入会している団体も多いことから、2018年5月13日の安心システムユニテッドの定期総会において、会の解散を提案することになりました。今後は、全国地域包括ケアシステム連絡会の場において、安心システム、地域包括ケア等の活動交流並びに国等への政策提言をおこなっていきます。

B 全世代・全対象型地域包括支援体制を構築します。

B-1 生活クラブ千葉グループ4団体と連携し、「生活クラブ安心システム」と「街の縁側づくり」を推進します。

- ・サロンや買い物バスの活動だけにこだわらず、各拠点の地域性を生かした固有の取り組みを重視していきます。
- ・生活クラブ千葉グループ4団体統一方針のもと、「住民主体の安心システム『街の縁側』づくりを進めていきます。

B-2 ケアラーズ（介護者）支援

- ・介護者のストレス軽減、レスパイトケア※4など、介護者の困難を認識した支援を生活クラブ安心支援システムの中に位置づけ、エリアごと(事業所ごと)に計画を策定し、実践していきます。
- ・「ケアラーズカフェ」や「オレンジカフェ」の開催で地域資源と協力し、介護者支援に取り組みます。
- ・ケアラーズ支援のネットワークを広げ、人材の育成を図ります。
- ・全国の介護者支援団体やNPO法人とつながり、介護者支援の社会的な認知度を高めていきます。
- ・介護休暇の制度を職員へ周知し、利用しやすい環境を整えます。

B-3 地域で「コミュニティーオーガナイザー」の役割を担う職員を養成します。

- ・流山エリアにおけるコミュニティー・オーガナイジング研修を継続し、成果報告を行います。

B-4 認知症になっても暮らし続けることができる地域づくりに貢献します。

- ・「職員全員認知症サポーター」を目指します。
- ・近隣の小中学校において認知症サポーター養成講座を開催します。
- ・生活クラブ安心システムの活動に認知症カフェを位置づけ、開催します。

B-5 すべてのこどものすこやかな成長と自立が保障される地域づくりに貢献します。

- ・生活クラブ安心システムの中でこども食堂の実施が進んでいます。保育の事業所(保育園、児童養護、学童)が、主体性を持ち発信する形で活動をします。

B-6 首都圏大災害に備えた体制を構築します。

- ・拠点単位で事業継続計画(BCP)を作成し、継続、課題解決を進め、防災担当者会議を3回/年で開催します。
- ・安心システムユニテッドを中心とする他法人と共同で緊急福祉

支援体制(DCAT)に担当職員が参加し、非常時に広範に支援しあう関係づくりを進めます。

B-7 低所得者の住まいについての研究を進めます。

・低所得者向けの住宅運営実施に向け調査を開始します。合わせて空家の活用も検討します。

B-8 空き家利用の可能性追求

・生活クラブ安心システム、生活困窮者自立支援などの観点から、引き続き空き家利用の可能性を追求します。

B-9 新地域支援事業への対応

・生活クラブ安心システムの推進の観点から各訪問介護事業所において訪問型サービスAに取り組みます。

B-10 生活困窮者の自立支援事業受託に関して

・柏市、船橋市、印旛圏域(佐倉市、四街道市、印西市、白井市、栄・酒々井町)の7自治体において引続き生活困窮者自立支援事業を受託していくと同時に新規事業(任意事業等)受託を目指します。また印旛圏域においては市の社会福祉協議会との共同事業体運営や単独運営の体制を確立させ、発展させていきます。

C 全員参加型の職場づくりを進めるとともに、強い経営体質を作ります。

C-1 地域貢献を推進し、大災害にも耐える経営体質を構築するため、経営構造の改革を断行します。

・健全収支を維持し内部留保を高めていきます。
・新規事業所を除く全事業所が経常増減差額率基準を上回ることを目指します。現状との乖離が大きい事業所にあつては複数年度の収支計画を作成し改善を図ります。

C-2 はたらく「意欲度」「満足度」を高め、離職率を大幅に減らすとともに、採用制作の高度化をはかります。

・2019年度新卒採用30名を目標とします。
・リクナビ、マイナビなどの就職サイトを引き続き活用します。また、採用パンフレットを更新し4月から切り替えます。
・採用後の離職防止にもつなげるため、役員面談後から内定式までに実習等を行います。
・外国人技能実習生採用を積極的に行います。採用対象はベトナム、インドネシア、フィリピンとし2018年はインドネシアからの2名を特養ホーム八街に配属し、2019年度以降は人数と対象事業所を拡大していきます。
・2018年度EPA介護福祉士候補者はフィリピンで募集します。
・障害者雇用率が2.5%を上回るように目標管理します。
・65歳定年に達した職員が引き続き契約職員として再雇用となるように働きかけします。
・就業規則の改定を行い、働きやすい職場づくりをさらに進めます。
・36協定を厳守し、業務の見直しを行います。
・保育託児システムの職員ニーズの把握と場所作りを追求します。
・3年次までの本部集合研修でメンタルサポートの内容を含んで実施します。また新卒2年次研修は外部施設で実施し共感形成、仲間

作りの場とします。

・管理者向けに収支を改善する経営マネジメント強化の研修を実施します。
・10の基本ケア技術研修を毎月各拠点施設で実施し、自立支援を意識した腰痛にならない介助技術を学習する場を設けます。また、接遇マナー研修に全職員が年1回参加するように企画します。

C-3 ICTを積極的に利用し、業務の改善、効率化、コミュニケーションの活発化をはかります。

・kintoneアプリの充実、法人内の情報共有、ペーパーレス化を進め業務効率を高めます。
・利用者支援のためのツールとして、kintoneの活用を検討します。
・ソフト(ラジ盤)の活用を図り短時間訪問ケアの促進を図ります。
・施設及び居宅支援事業所でのタブレット等を使っての記録等入力の検討をします。
・テレビ会議の活用で遠隔地間での会議開催を検討します。

C-4 ユニバーサル就労をすべての職員のはたらき方改革として位置づけます。

・4月1日から全面改定した就業規則で運営します。
・この就業規則をもとに障がいを持ち、働きづらさを抱えている人を受け入れ、ともに働き続ける職場作りを進めます。
・障害者雇用との一体的な運用を検討していきます。

C-5 エリアごと自らの事業計画を策定し、自主運営する仕組みをつくります。

・エリアと施設、事業本部の機構はアメーバプロジェクトで討議し、アメーバ経営※5を推進しやすい体制にします。
・2019年度事業計画は10月エリアの方針骨子を討議、11月エリア共通事業計画案、12月法人全体の事業計画案、理事会提案の手順で進めます。

C-6 経営体質強化のうえで、利用者、地域住民、職員などステークホルダー(利害関係者)による資金拠出を含めた運営参加の仕組みについて検討します。

・2018年度以降大きな建物を建設する計画はありませんが、地域住民等を含めた運営参加の仕組みについて検討します。

C-7 法人設立20周年(2018年)の記念事業について、プロジェクトを立ち上げて実施します。

・講演会や見学会の外部向けイベントと職員向けイベントを秋開催で準備を進めます。

C-8 社会福祉法改定に的確に対応し、適切な法人運営を行います。

・評議員の役割、評議員会の開催頻度、内容を見直します。
・理事会において理事長や各理事からの報告事項を設定し、業務執行状況を明確にします。
・事業運営の透明性向上のため、ホームページ上での情報公開を

進めることとし、経営状況だけでなく、理事会や評議員会の執行状況や重大な事故や苦情についても掲載を検査します。

D 権利擁護と虐待防止の取り組み（虐待防止委員会、苦情解決第三者委員会、自主監査委員会）

【虐待防止委員会】

- ・虐待防止規程、身体拘束ゼロに基づいた職場運営をします。
- ・虐待防止委員会で不適切なケア事例を共有し、虐待防止に繋がります。
- ・認知症の理解を深め、ユマニチュード※6の認知症ケアを広げます。
- ・職員のストレスチェックを組織的に行い、高ストレス者には医師による面談指導を行います。
- ・エリアごとに権利擁護と虐待防止の研修を実施します。また、夜勤専門の職員が参加しやすい研修を実施します。

【苦情解決第三者委員会】

- ・苦情解決第三者委員の入居系施設への毎月の定期的訪問を継続し、施設と協働で課題の解決を目指します。
- ・2ヶ月に一度開催される「苦情解決第三者委員会」に担当理事と総務課職員がオブザーバー参加し、相談員の活動や課題を把握し、課題の解決に当たります。
- ・相談員対象の権利擁護の研修を実施します。

【自主監査室】

- ・2017年度の活動を通して、特に業務チェックの確実な実行と、KAZEGRAMの整備が急ぐべき課題であることがわかっています。
- ・2018年度は自主監査活動をいったん休止し、KAZEGRAMの整備を優先して行います。
- ・再開時には、KAZEGRAMを使つてのプロセス評価の自主監査、ストラクチャー評価の業務チェック、アウトカム評価でケアの質を客観的に評価できるように準備を進めます。

E ユニバーサル就労の拡大（ユニバーサル就労の社会化とネットワーク拡大・充実、ユニバーサル農業の推進）

- ・ユニバーサル就労のシステムの高度化を実現していきます。
- ・ユニバーサル農業は、就農者や障がい者等が農について考え、携っていきけるビジネスモデルの構築を目指します。

F 広報戦略

- ・引き続き広報戦略の最大の目的を人材確保と位置付けます。
- ・法人パンフレットを2019年4月に更新(2年単位の更新)できるよう準備します。採用パンフレットは1年単位の更新を基本とします。
- ・生活クラブつうしんの位置づけを見直し、リニューアルします。

G 事業の継続と充実

G-1 財務構造の改革

- ・事業毎の収支構造の点検と見直しを行い、収支基準をクリアできる事業自立と健全経営を構築し、強固な財務構造を進めます。
- ・アメーバ経営手法を導入し、職員全員参加型の経営を行ない財務構造の改革を行ないます。
- ・法人全体で、中期計画の経常増減差額2.0%を目指します。

・水道光熱費、消耗品費等の経費を前年比10%以上縮減した予算編成をします。

- ・拠点・エリア毎の収支管理のため、施設長・エリアマネジャーの経営マネジメント強化を図ります。
- ・現在赤字だが継続する事業所にあつては、最大3~5年以内で黒字化の収支計画書(きなりの街すわだ除く)を作成し改善します。

G-2 新規事業

- ・特養ホーム八街の増床に向け準備を継続します。(2019年10月開設予定)
- ・八街市小規模多機能居宅介護新規開設に向け準備を進めます。(2020年6月開設予定)
- ・NPO法人スペースぴあで行ってきた次の事業を6月1日付で継承します。共同生活援助(グループホーム)、一般相談支援、就労継続支援B型(農作業、移動販売、古書のネット販売等)、千葉県障害児等療育支援事業

※1 ICFとは、人間の「生活機能」と「障害」の「分類」の方法を示したもので、生活を障がいの有無のみではなく、活動や参加の状況や、その人を取りまく環境との相互作用として捉え、支援につなげることを目的としています。

※2 「10の基本ケア」とは、高齢者ケアにおいて質の高い支援をおこなうための指針です。

- ①換気を行う
- ②床に足をつけて正しい座位をとる
- ③できるだけトイレで用を足す
- ④あたたかい食事をする
- ⑤できるだけ普通のお風呂に入る
- ⑥質の高い認知症ケアを行う
- ⑦お出かけを楽しむ
- ⑧やりたいことを見つけ、実現できる手助けをする
- ⑨本人・家族が参加してケアプラン作りをする
- ⑩ターミナルケアをする

※3 生活クラブ「福祉・たすけあい8原則」とは、「福祉の自給ネットワークづくり」をめざした生活クラブの活動の指針です。

- ①多様性
- ②尊厳の尊重
- ③参加型社会
- ④働きがいのある人間らしい仕事
- ⑤居場所づくり・役割づくり
- ⑥子育て支援
- ⑦介護支援
- ⑧社会的孤立への支援

※4 レスパイトケアとは、介護者が介護から解放される時間をつくりリフレッシュを図る家族支援サービス。(デイサービスやショートステイなど)

※5 アメーバ経営とは、京セラ創業者の稲森和夫氏が考案・実践する経営管理手法。各部門の活動成果を数値で見える化し、活動成果の振り返りと先々のアクションを見極めながら目標設定を繰返し行う、さらなるサービスの質の向上と全員参加で先行管理の経営を行っていく手法。

※6 ユマニチュードとは、「その人の『人間らしさ』を尊重し続けること」で、「見る」「話す」「触れる」「立つ」の4つの柱でご利用者とのよい関係性を築きあげていくこと。

2018年度 当初予算

2018年度の新規事業所は茂原市の「NPO法人スペースぴあ」（就労継続支援B型、障がいのグループホーム、障がいの療育・計画相談支援等）が始まります。また、2017年度に新規事業を予定していた、佐倉市の計画相談支援・障害児相談支援事業は、2018年度「こもれびさくら」として事業展開します。

法人全体の予算としては、サービス活動収益計画を6,509,361千円（17年度予測比110.2%）、サービス活動費用計画を6,300,650千円（17年度予測比107.2%）、経常増減差額219,981千円（17年度予測比446.3%）の編成となっています。経常増減差額率は3.4%（17年度予測 485.7%）となります。

最終的な当期活動増減差額は220,281千円で編成しました。

I 主な経営数値

項目	数 値	17年予測比
訪問介護事業のケア時間	185,219時間	100.3%
高齢者デイサービス利用回数	58,933回	109.4%
居宅支援プラン数	33,402件	107.1%
短期入所事業の受入れ件数	26,833件	109.2%

II 事業別概算収入予算

単位：千円

区 分	収入額	区 分	収入額
ホームヘルプ事業	834,667	定期巡回型サービス	351,321
デイサービス事業	569,279	地域包括・相談事業	408,314
有料老人ホーム・サ高住事業	530,147	福祉用具事業	359,506
特別養護老人ホーム グループホーム	485,333	小規模多機能居宅介護	261,595
保育園・学童	397,360	訪問看護事業	270,848
ショートステイ事業	385,323	放課後等デイサービス事業	185,858
児童養護施設・乳児 院・自立援助ホーム	441,629	診療所・鍼灸マッ サージ院	93,053
居宅介護支援事業	391,321	賃貸事業他	139,608
障害者(児)事業	404,199	合計	6,509,361

III 資金収支計算書予算

単位：千円

1. 事業活動収入計	6,543,997
2. 事業活動支出計	6,108,455
3. 事業活動資金収支差額	435,542
4. 施設整備補助金・寄附金・借入金収入	8,957
5. 施設整備等支出	
①施設整備借入金償還支出	127,302
②園生診療所 移転に伴う造作変更	28,080
③スペースぴあ 土地購入等	24,345
④特養八街 増床に伴う設計料等	23,130
⑤本部 アーバンシステム、セキュリティ対策等	20,671
⑥その他（建物附属設備、他）	54,814
小計	278,342
6. その他の活動収入計	
①積立資産取崩収入（地域福祉支援積立金他）	8,716
②その他	400,000
小計	408,716
7. その他の活動支出計	
①長期運営資金借入金元金償還支出	303,997
②積立資産支出（修繕積立金、地域福祉支援積立金、児童養護寄付金積立）	34,356
③その他	340
小計	338,693
8. 予備費	66,000
9. 当期資金収支差額合計	170,181
(3+4-5+6-7-8)	
前期末支払資金残高（2017年度予算額）	133,806
当期末支払資金残高	303,986

IV 事業活動計算書予算

単位：千円

勘 定 科 目		金 額	17年予算比		
サービス活動増減の部	収益	介護保険事業収益	3,339,374	103.9%	
		老人福祉事業収益	530,147	104.1%	
		児童福祉事業収益	461,519	118.1%	
		保育事業収益	482,296	104.8%	
		就労支援事業収益	67,158	127.7%	
		障害福祉サービス等事業収益	794,698	117.0%	
		医療事業収益	207,862	114.4%	
		建物貸付事業収益	15,935	94.7%	
		飲食事業収益	5,760	77.8%	
		福祉用具貸与事業収益	274,265	104.3%	
		福祉用具販売事業収益	43,240	94.2%	
		住宅改修事業収益	36,000	84.5%	
		物品販売事業収益	6,000	58.7%	
		ヘルパー事業収益	2,136	78.2%	
		その他の事業収益	236,507	118.1%	
		経常経費寄付金収益	414	9.1%	
その他収益	6,049	250.2%			
サービス活動収益計(1)	6,509,361	107.0%			
サービス活動増減の部	費用	人件費	4,421,387	104.9%	
		事業費	531,699	97.1%	
		事務費	833,456	104.3%	
		就労支援事業費用	92,890	110.0%	
		福祉用具貸与事業費用	148,333	104.1%	
		福祉用具販売事業費用	28,149	92.9%	
		住宅改修事業費用	30,204	83.6%	
		物品販売事業費用	4,788	57.4%	
		減価償却費	285,826	99.1%	
		国庫補助金等特別積立金取崩額	△76,082	—	
サービス活動費用計(2)	6,300,650	103.6%			
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	208,711	—			
増減の部	サービス活動外	収益	サービス活動外収益計(4)	34,637	88.2%
		費用	サービス活動外費用計(5)	23,367	87.3%
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)		11,270	—		
経常増減差額(7)=(3)+(6)		219,981	—		
特別増減の部	収益	特別収益計(8)	9,257	5.0%	
	費用	特別費用計(9)	8,957	5.4%	
特別増減差額(10)=(8)-(9)		300	—		
繰越活動増減差額の部	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)		220,281	—	
	前期繰越活動増減差額(12) (2016年度予算額)		388,810	95.8%	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)		609,091	—	
	その他の積立金取崩額(14)		8,716	91.6%	
	その他の積立金積立額(15)		34,566	58.5%	
	次期繰越活動増減差額(16)=(13)+(14)-(15)		583,241	—	